



▲人権の花運動で子どもたちに説明をする人権擁護委員、保護司、更生保護女性会の皆さん

法務省は、全国的な取り組みとして毎年7月を“社会を明るくする運動”強調月間・再犯防止啓発月間と定め、本年度で75回目となります。

“社会を明るくする運動”の目的

この運動の目的は、大きく2つあります。1つ目は、私たちが生活する地域や社会を安心・安全なものにし、全ての人にとって快適な居場所にすることです。もう一つは、この目的の実現のために、地道な活動を続けている更生保護ボランティアの皆さんの周知・広報をすることです。その主な活動者が、保護司や更生保護女性会の皆さんです。

更生保護ボランティアの活動を知ろう

日本には、更生保護を目的とした保護観察制度があります。日本以外の国や地域にも、更生保護の分野でボランティアの皆さんが活動したり、“社会を明るくする運動”のような啓発活動・犯罪防止活動が行われたりしています。

また、昨年オランダで開催された第2回世界保護司会議において、4月17日を「国際更生保護ボランティアの日」とする宣言が採択されました。法務省でもこの国際的な動きを踏まえ、更生保護の分野で活躍する地域ボランティアに対する認知度が向上し、更なる活性化が進むことを目指しています。

私たちが生活する地域や社会が、安心・安全で、全ての人にとって持続可能で快適な居場所になることを目標に、多くのかたが活動しています。その地道な活動によって地域や社会が支えられていることを知るの大切なことです。

最後に問題！

Q. 更生保護ボランティアのシンボルカラーは何色でしょう？

母華 A



▲ゆめマート津屋崎店(左)やJR東福間駅(右)で街頭啓発に取り組む保護司と更生保護女性会の皆さん



7月 は “社会を明るくする運動” の 強調月間・再犯防止啓発月間です



問い合わせ
市人権政策課
☎43・8129

7月 は 同和問題啓発 強調月間です

県と市では、毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定め、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、解決を図るための啓発活動を行っています。

問い合わせ 市人権政策課 ☎43・8129



※人権の花
「ひまわり」

同和問題啓発強調月間 期間中の取り組み

①街頭啓発活動

市長をはじめ行政や各種関係団体と共に、啓発グッズを配布します。啓発グッズには、神興小学校の金丸葵さん作「まずは知ろう差別に対してできること」と福岡中学校の荒田寧子さん作「みつめようスマートフォンより友の顔」の標語を印刷しています。

日程 7月1日(火)
時間と場所 午前7時30分からJR福間・東福間駅、午前11時30分からゆめマート津

②人権パネルの展示

期間中、小・中学生が描いた人権ポスターをパネルにして、市内の公共施設に展示します。子どもたちの力作をぜひご覧ください。また、このパネルは、年間を通して貸し出しも行っていきます。詳しくは市人権政策課に問い合わせてください。

③懸垂幕・看板のぼりの設置

市役所庁舎をはじめ、市内



▲人権パネルの作品

人権啓発活動の紹介とお知らせ

人権の花運動

人権擁護委員は、保護司と更生保護女性会の支援を受け、毎年人権の花運動に取り組んでいます。

人権の花運動とは、小学生や就学前の子どもたちが、ひまわりを育てることを通じて、生命の尊さや思いやり、協力することの大切さを学ぶ活動です。市では、平成20年度からこの運動に取り組んでいます。本年度は、上西郷小学校・野いちごさくらんぼ子ども園・虹の森保育園で実施しています。4～5月にひまわりの種をまき、花を咲かせたそれぞれの施設では、10月に、人権擁護委員による「人権教室(人にやさしくできる勉強会)」と感謝の会を行います。大輪の花を咲かせるひまわりのように、人権尊重の意識が福津市の隅々まで広がっていくことを願っています。

特設人権相談の実施

人権に関する疑問や悩みがあるかたは、人権擁護委員が担当している特設人権相談をご利用ください。予約は不要で、相談料も無料です。相談内容などの秘密は厳守します。

日時 毎月 第4水曜日 午前10時～午後3時
場所 ふくとびあ 2階
問い合わせ 市人権政策課 ☎43・8129

小・中学生の人権標語の活用

毎年、市内小中学生が人権作品として、人権標語を作っています。いずれの作品も秀作なので、人権意識高揚のために、本年度も次のように活用しています。①広報紙偶数月の人権政策課連載記事に掲載、②市役所本館2階のロビーに展示 ※男女がともにも同時に展示しています



▲市役所本館2階の展示